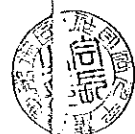


# 災害時の相互応援に関する協定書



社団法人 神奈川県電業協会

社団法人 埼玉県電業協会

社団法人 千葉県電業協会

## 災害時の相互応援に関する協定書

社団法人神奈川県電業協会、社団法人埼玉県電業協会、社団法人千葉県電業協会は、その管内において大規模な災害（以下「災害」という。）の発生により、被災県独自では十分な復旧工事が実施できない場合に、被災協会の要請にこたえ、相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### （応援事項）

第1条 応援事項は次に掲げるとおりとする。

- （1）災害の応急措置及び復旧工事に必要な資機材、車輛等の提供及び斡旋
- （2）災害の復旧工事に必要な人員の派遣
- （3）前2号に掲げるもののほか、要請のあった事項

### （応援要請の手続）

第2条 災害が発生した場合において、応援を受けようとする協会は、様式—1により次に掲げる事項を明らかにして、必要な要請をするものとする。

ただし、緊急の場合には、当該要請に係る文書の提出を事後に行うことができる。

- （1）被災の状況
- （2）必要とする資機材、車輛等の品目及び数量
- （3）必要とする人員の数
- （4）応援場所及びその経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された協会は、できる限り要請にこたえるものとする。

### （費用の負担）

第4条 応援に要した経費は、法令に定めがある場合を除き、応援を要請した協会と協議して定めるものとする。

### （連絡）

第5条 協会はあらかじめ相互応援に関する担当者をそれぞれ定め、災害が発生したときは、応援の要否その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(平常時の活動)

第6条 協会は円滑な応援を実施するため、平常時においても災害に関する調査結果及び情報の提供、交換を行うものとする。

(協定の期間及び更新)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。  
ただし、期間満了の日の30日前までに、それぞれ相手方に文書をもって、この協定を変更若しくは終了させる意志を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して1年間更新されたものとする。

(雑 則)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じた時、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度協会が協議し定めるものとする。

(附 則)

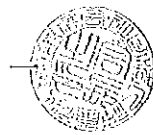
1 この協定は平成16年12月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成16年12月20日

横浜市中区長者町4-9-3  
社団法人 神奈川県電業協会  
会 長

内 藤 幸



さいたま市南区萬手袋1-7  
社団法人 埼玉県電業協会  
会 長

佐 野 良 雄



千葉市中央区中央港1-3-1  
社団法人 千葉県電業協会  
会 長

喜多村 賢一郎

